

ユニット型指定介護老人福祉施設
重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 ウエルプラザ

特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘

ユニット型指定介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者 法人名	社会福祉法人 ウエルプラザ
事業者 所在地	高知県香美市土佐山田町550番2
法人代表者名	理事長 楠目 隆
施設名	特別養護老人ホーム ウエルプラザやまだ荘
所在地	高知県香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号
管理者	施設長 佐々木 妃佐子
電話番号	0887-52-3223
FAX番号	0887-52-3220
メールアドレス	yamada@welplaza.or.jp
事業者指定番号	高知県知事第3971200286号

2. 施設の目的

介護保険法（以下「法」という。）の基本原理に基づき、社会福祉法人ウエルプラザユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘（以下「施設」という。）の運営管理に必要な事項を定め、効果的な運営と入居者に対する適切なユニット型指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供をすることを目的とします。

3. 当施設の運営方針

- (1) 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援していきます。
- (2) 施設は、明るく家庭的な雰囲気を醸成、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
 - ① 職員は、常に社会福祉施設職員としてその使命・役割を自覚し、高齢者が地域社会において可能な限り健康で活力ある生活を営むことができるよう支援していきます。
 - ② 介護の基本は、入居者の人権尊重です。人権を守り、健全で安らかな生活を提供するように努めます。
 - ③ 認知症進行防止と寝たきり防止を図るため、日中はできるだけベッドから離れた生活を送るよう援助します。
 - ④ 入居者の生活を活性化し、生きがいをもって生活をしてもらうために四季折々の行事や趣味活動、レクリエーション活動を積極的に行います。

- ⑤ 疾病をもつ入居者に対しては、協力医療機関と連絡しながら身体状況の観察・把握に努めていきます。
- ⑥ 食事は、栄養ケアマネジメントに基づき、個別栄養管理を行います。各個人にあった食事形態・内容とし、季節感のある献立作りに配慮し、行事食の提供も致します。
- ⑦ サービスの質の向上に努めます。このため人材の育成に努めていきます。
- ⑧ 時間から時間へと追われる介護ではなく、入居者のペースに合わせた入居者本位の介護に努めます。

<年間行事計画予定>

4月 ユニット行事	10月 ユニット行事
5月 ユニット行事	11月 運動会
6月 ユニット行事	12月 クリスマス会
7月 流しそうめん	1月 ユニット行事
8月 夏祭り・花火大会	2月 節分行事
9月 敬老会	3月 ひな祭り
	毎月 お誕生日会（ユニット別）

4. 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況（短期入所生活介護兼務）

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者（施設長）	1名		施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。
医師（嘱託医）		(1名)	入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行います。
看護師	3名以上 (うち看護師1名以上)		入居者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
准看護師			
介護福祉士	27名以上		入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
介護士			
生活相談員	1名以上		入退居における面接手続き事務等と入居者の処遇に関する こと、苦情や相談に関する業務を行います。
機能訓練指導員	1名		機能訓練計画の作成と入居者等が日常生活を営むのに必要な 機能の改善・維持を図るための機能訓練等を行います。
管理栄養士	1名		栄養ケアマネジメントの作成と入居者の栄養状態を適切に管 理し、栄養指導業務を行います。
介護支援専門員	1名以上		入居者の要介護申請や調査に関することや施設サービス計画 の作成等、適切な処遇が提供されるよう調整業務を行います。
調理員	業務委託		
事務員	1名以上		庶務及び会計事務の処理を行います。
現業員	1名以上		洗濯及び清掃の業務を行います。
合 計	38名以上	(1名)	

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 体 制			
医 師 (内 科)	毎週	金曜日	(祝日・年末年始は休診となります) ※都合により変更となる場合があります。	
生 活 相 談 員	月曜日～金曜日 ８：３０～１７：３０ ※土曜日につきましては、８：３０～１２：３０の間、左記の職種が交代で対応します。			
介護支援専門員				
機能訓練指導員				
管 理 栄 養 士				
事 務 職 員				
看 護 職 員	早 出A	6：00～15：00	遅 出A	10：00～19：00
	早 出B	6：30～15：30	遅 出B	10：30～19：30
	早 出C	7：00～16：00	遅 出C	11：00～20：00
	早 出D	7：30～16：30	遅 出D	11：30～20：30
	早 出E	8：00～17：00	遅 出E	12：00～21：00
	日 勤A	8：30～17：30	※夜間における連絡・対応体制(オンコール体制)を整えております。	
	日 勤B	9：00～18：00		
	日 勤C	9：30～18：30		
介 護 職 員	早 出A	6：00～15：00	遅 出A	10：00～19：00
	早 出B	6：30～15：30	遅 出B	10：30～19：30
	早 出C	7：00～16：00	遅 出C	11：00～20：00
	早 出D	7：30～16：30	遅 出D	11：30～20：30
	早 出E	8：00～17：00	遅 出E	12：00～21：00
	日 勤A	8：30～17：30	遅 出G	13：00～22：00
	日 勤B	9：00～18：00	夜 勤B	22：00～ 7：00
	日 勤C	9：30～18：30	※勤務時間はユニットにより異なります。	

(3) 職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ① 職場内研修 (階層研修・部署別研修)
② 施設内総合研修
③ 施設外研修 (外部研修・他施設見学等)

5. 入居者の定員及び設備の概要

居室・設備の種類	特別養護老人ホーム								短期入所生活介護事業所
	ユニット数 (7ユニット) ユニット入居定員 (76名)								ユニット数 (1ユニット) 利用定員 (12名)
	2F		3F		4F		5F	合計	5F
	りゅう町	さくら町	あゆ町	ふらふ町	もも町	あじさい町	さんれい町		ゆず町
居室	10室	12室	10室	12室	10室	12室	10室	76室	12室
	ユニット型個室								ユニット型個室
共同生活室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	7室	1室
浴室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	1室	7室	1室
トイレ	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	21箇所	3箇所
医務室	1箇所								
診察室	1箇所								
洗濯室	1箇所								

6. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

サービスの内容

種類	内 容
食 事	- 管理栄養士の立てる献立表により、入居者の栄養、身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。 (米飯やパン食やアレルギー・嗜好等に配慮した食事を三食共に選択する事ができます) - 食事はできるだけ離床して共同生活室でとっていただけるよう、配慮します。 - 基本食事時間 朝食 7：30～ 昼食 12：00～ 夕食 17：30～ ※基本時間とし、入居者の体調や希望により、食事場所・食事時間の調整をさせていただきます。
排 泄	- 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても必要な支援を行います。 - おむつを使用せざるを得ない入居者につきましては、排泄の自立を図りつつ、心身の状況に応じて適切な交換を行います。
入 浴	- 年間を通じて最低、週2回以上の入浴を行います。 - また、入居者の意向及び心身の状況に応じて適切な方法により、入浴及び清拭を行います。 - 寝たきりの方でも、快適に入浴が行えるよう、特殊浴槽を使用し入浴することができます。
生 活 リハビリ	機能訓練指導員を中心に、看護職員・介護職員等により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の回復または低下を防止するための生活リハビリを実施します。
褥瘡予防	褥瘡が発生しないように、入居者の身体状況に応じて適切な体位変換及び必要に応じて適切なマット等を使用し予防に努めます。
健康管理	医師や看護職員及び介護職員は、健康管理を行います。また年に1回、健康診断を実施します。(特別の理由がある場合は、その限りではありません。)
その他	- 寝たきり防止のため、できる限り離床して過ごせるよう配慮します。 - 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えや毎食後の口腔ケアを行うよう配慮します。 - 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 - ユニットごとに、季節に応じた外出行事や催し等を企画し、実施していきます。

(2) サービス利用料金 I-① (介護保険負担割合証 1割負担)

介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスを利用する場合、下記の自己負担をお支払いいただきます。

《1日あたり》

要介護度			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	ユニット型介護福祉施設サービス費		670円	740円	815円	886円	955円
	加算	看護体制加算(Ⅰ)ロ	4円				
		看護体制加算(Ⅱ)ロ	8円				
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円				
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	18円				
		認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3円				
		日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46円				
		科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	50円	(※月1回の算定)			
		協力医療機関連携加算 (2)	5円	(※月1回の算定)			
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		14%				
自己負担	食 費		第 1 段階：	300円			
			第 2 段階：	390円			
			第 3 段階①：	650円			
			第 3 段階②：	1, 360円			
			第 4 段階：	1, 445円			
	おやつ代		100円				
	居住費(ユニット型個室)		第 1 段階：	880円			
			第 2 段階：	880円			
			第 3 段階①：	1, 370円			
			第 3 段階②：	1, 370円			
			第 4 段階：	2, 066円			

《30日あたり》

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1割負担:第1段階)	64,489円	66,883円	69,448円	71,876円	74,236円
(1割負担:第2段階)	67,189円	69,583円	72,148円	74,576円	76,936円
(1割負担:第3段階①)	89,689円	92,083円	94,648円	97,076円	99,436円
(1割負担:第3段階②)	110,989円	113,383円	115,948円	118,376円	120,736円
(1割負担:第4段階)	134,419円	136,813円	139,378円	141,806円	144,166円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)は対象の利用者のみ加算されます。

(2) サービス利用料金 I-② (介護保険負担割合証 2割負担)

介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスを利用する場合、下記の自己負担をお支払いいただきます。

《1日あたり》

要介護度			要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護報酬	ユニット型介護福祉施設サービス費		1, 340円	1, 480円	1, 630円	1, 772円	1, 910円
	加算	看護体制加算(Ⅰ)ロ	8円				
		看護体制加算(Ⅱ)ロ	16円				
		個別機能訓練加算(Ⅰ)	24円				
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	36円				
		認知症専門ケア加算(Ⅰ)	6円				
		日常生活継続支援加算(Ⅱ)	92円				
		科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	100円		(※月1回の算定)		
		協力医療機関連携加算(2)	10円		(※月1回の算定)		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		14%					
自己負担	食 費		1, 445円				
	おやつ代		100円				
	居住費(ユニット型個室)		2, 066円				

《30日あたり》

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(2割負担：第4段階)	160,508円	165,296円	170,426円	175,282円	180,002円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、介護保険法による告示上の額となります。

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)は対象の利用者のみ加算されます。

(2) サービス利用料金Ⅰ-③ (介護保険負担割合証 3割負担)

介護保険給付対象サービス

介護保険給付対象サービスを利用する場合、下記の自己負担をお支払いいただきます。

《1日あたり》

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護報酬	ユニット型介護福祉施設サービス費	2,010円	2,220円	2,445円	2,658円	2,865円
	加算	看護体制加算(Ⅰ)ロ				
		12円				
		看護体制加算(Ⅱ)ロ				
		24円				
		個別機能訓練加算(Ⅰ)				
		36円				
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ				
		54円				
	加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ)				
		9円				
		日常生活継続支援加算(Ⅱ)				
		138円				
	加算	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)				
		150円 (※月1回の算定)				
	加算	協力医療機関連携加算(2)				
		15円 (※月1回の算定)				
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		14%			
自己負担	食費		1,445円			
	おやつ代		100円			
	居住費(ユニット型個室)		2,066円			

《30日あたり》

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(3割負担：第4段階)	186,597円	193,779円	201,474円	208,758円	215,838円

※上記の金額は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料で、

介護保険法による告示上の額となります。

※認知症専門ケア加算(Ⅰ)は対象の利用者のみ加算されます。

特別養護老人ホーム 加算の内容及び趣旨

加算名称（金額）	内容及び趣旨
ユニット型介護福祉施設サービス費 (652 円～929 円/日)	介護職員及び看護職員の員数が所定の員数以上配置されることのほか、介護支援専門員について人員基準欠如の状態になく、入居定員が 30 人以上のユニット型個室で施設サービスを提供した場合に算定される費用となります。
看護体制加算Ⅰ Ⅰ (4 円/日)	入居定員が 51 人以上の施設で、常勤の看護師を 1 名以上配置し、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合に算定される費用となります。
看護体制加算Ⅱ Ⅱ (8 円/日)	入居定員が 51 人以上の施設で、看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が 25 またはその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ、指定基準第 2 条第 1 項第 3 号ロに定める指定介護老人福祉施設に置くべき看護職員の数に 1 を加えた数以上であること。当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により 24 時間連絡できる体制を確保している。定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合に算定される費用となります。
個別機能訓練加算Ⅰ (12 円/日)	専従の機能訓練指導員を 1 人以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもの共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行った場合に算定される費用となります。
夜勤職員配置加算Ⅱ ロ (18 円/日)	定員が 51 人以上のユニット型施設で、夜勤を行う職員の数が、最低基準を 1 以上上回っている場合に算定される費用となります。
認知症専門ケア 加算Ⅰ (3 円/日)	施設における入居者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを対象者の数が 20 人未満である場合にあっては 1 以上、19 人を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合に算定される費用となります。
日常生活継続 支援加算Ⅱ (46 円/日)	ユニット型施設で次の①から③のいずれかに該当していること。（①算定日に属する月の前 6 月間又は 12 月間における新規入居者の総数のうち要介護状態の区分が要介護 4 又は要介護 5 のものの占める割合が 100 分の 70 以上であること。②算定日に属する月の前 6 月間又は 12 月間における新規入居者の総数のうち日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症である者の占める割合が 100 分の 65 以上であること。③社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 1 条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の 100 分の 15 以上であること。）介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が 6 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。定員超過利用・人員基準欠如に該当していない場合に算定される費用となります。
科学的介護推進体制 加算（Ⅱ） (50 円/月)	入居者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、疾病の状況、その他の心身の状態等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。必要に応じて施設サービス計画書を見直すなど、サービスの提供に当たって情報を活用している場合に算定される費用となります。
協力医療機関連携 加算（2）	協力医療機関との間で平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催している場合に算定される費用となります。
初期加算 (30 円/日)	施設への生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入居した日から起算して 30 日以内の期間算定される費用となります。30 日を超える病院又は診療所への入院後に再入居した場合も同様となります。

療養食加算 (6 円/1 食)	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。入居者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われており、入居者の病状に応じて、主治の医師より入居者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食が提供された場合に算定される費用となります。
介護職員等処遇改善 加算Ⅰ (14%)	キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを満たしている場合に算定されます。 Ⅰ介護職員の基本的な処遇改善ベースアップ等、Ⅱ資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備、Ⅲ総合的な職場環境改善による職員の定着促進、Ⅳ事業所内の経験・技能のある職員を充実。

※加算名称下の金額は 1 割負担の金額を記載しているため、介護保険負担割合証 2 割負担、3 割負担の方は上記の 2 倍、3 倍の金額となります。

(3) サービス利用料金

介護報酬加算額内訳の中で、該当入居者もしくは事業所が該当する事由が発生した場合、下記の基準によって加算となります。

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
初期加算・入居日から 30 日以内 (1 日につき) ・30 日超入院後、再入居の場合	30 円	60 円	90 円
安全対策体制加算 (1 回につき)	20 円	40 円	60 円
療養食加算 (1 回につき)	6 円	12 円	18 円
退所時栄養情報連携加算 (1 回につき)	70 円	140 円	210 円
看取り介護加算Ⅰ 死亡日以前 31 日以上～45 日以下 (1 日につき) 死亡日以前 4 日以上～30 日以下 (1 日につき) 死亡日前日・前々日 (1 日につき) 死亡日 (1 日につき)	72 円 144 円 680 円 1,280 円	144 円 288 円 1,360 円 2,560 円	216 円 432 円 2,040 円 3,840 円
看取り介護加算Ⅱ 死亡日以前 31 日以上～45 日以下 (1 日につき) 死亡日以前 4 日以上～30 日以下 (1 日につき) 死亡日前日・前々日 (1 日につき) 死亡日 (1 日につき)	72 円 144 円 780 円 1,580 円	144 円 288 円 1,560 円 3,160 円	216 円 432 円 2,340 円 4,740 円
※看取り介護加算は、亡くなった月にまとめて算定することから、翌月に亡くなった場合に前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があります。			
排せつ支援加算Ⅰ (1 ヶ月につき)	10 円	20 円	30 円
排せつ支援加算Ⅱ (1 ヶ月につき)	15 円	30 円	45 円
排せつ支援加算Ⅲ (1 ヶ月につき)	20 円	40 円	60 円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ (1 ヶ月につき)	3 円	6 円	9 円
褥瘡マネジメント加算Ⅱ (1 ヶ月につき)	13 円	26 円	39 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ (1 ヶ月につき)	10 円	20 円	30 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ (1 ヶ月につき)	5 円	10 円	15 円
新興感染症等施設療養費 (1 ヶ月に 1 回 連続する 5 日を 限度)	240 円	480 円	720 円
認知症専門ケア加算Ⅱ (1 日につき)	4 円	8 円	12 円

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入居日から7日を算定の限度)	(1日につき)	200円	400円	600円
科学的介護推進体制加算Ⅰ	(1ヵ月につき)	40円	80円	120円
生活機能向上連携加算Ⅰ	(3ヵ月に1回)	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算Ⅱ	(1ヵ月につき)	200円	400円	600円
※個別機能訓練加算を算定している場合	(1ヵ月につき)	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	(1ヶ月につき)	100円	200円	300円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	(1ヶ月につき)	10円	20円	30円
個別機能訓練加算Ⅱ	(1ヵ月につき)	20円	40円	60円
個別機能訓練加算Ⅲ	(1ヶ月につき)	20円	40円	60円
ADL維持等加算Ⅰ	(1ヵ月につき)	30円	60円	90円
ADL維持等加算Ⅱ	(1ヵ月につき)	60円	120円	180円
自立支援促進加算	(1ヵ月につき)	280円	560円	840円
口腔衛生管理加算Ⅰ	(1ヵ月につき)	90円	180円	270円
口腔衛生管理加算Ⅱ	(1ヵ月につき)	110円	220円	330円
特別通院送迎加算	(1ヶ月につき)	594円	1,188円	1,782円
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	(1ヶ月につき)	150円	300円	450円
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	(1ヶ月につき)	120円	240円	360円
栄養ケア・マネジメントの未実施	(1日につき)	14円減算	28円減算	42円減算
栄養マネジメント強化加算	(1日につき)	11円	22円	33円
経口移行加算(180日以内に限り)	(1日につき)	28円	56円	84円
経口維持加算Ⅰ	(1ヵ月につき)	400円	800円	1,200円
経口維持加算Ⅱ	(1ヵ月につき)	100円	200円	300円
再入所時栄養連携可算	(1ヵ月につき)	200円	400円	600円
精神科医療養指導加算	(1日につき)	5円	10円	15円
若年性認知症入所者受入加算	(1日につき)	120円	240円	360円
配置医師緊急時対応加算				
配置医師の通常の勤務時間外の場合	(1回につき)	325円	650円	975円
早朝(6時～8時)・夜間(18時～22時)の場合	(1回につき)	650円	1,300円	1,950円
深夜(22時～6時)の場合	(1回につき)	1,300円	2,600円	3,900円
常勤専従医師配置	(1日につき)	25円	50円	75円
協力医療機関連携加算				
(1)要件を満たしている場合				
※令和7年3月31日まで	(1ヶ月につき)	100円	200円	300円
※令和7年4月1日以降	(1ヶ月につき)	50円	100円	150円
在宅復帰支援機能加算	(1日につき)	10円	20円	30円
退所時情報提供加算	(1回につき)	250円	500円	750円
退所前訪問相談援助加算	(1回を限度)	460円	920円	1,380円
退所後訪問相談援助加算	(1回を限度)	460円	920円	1,380円
退所時相談援助加算	(1回を限度)	400円	800円	1,200円
退所前連携加算	(1回を限度)	500円	1,000円	1,500円

在宅入所相互利用加算	(1 日につき)	40 円	80 円	120 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	(1 日につき)	22 円	44 円	66 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	(1 日につき)	18 円	36 円	54 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	(1 日につき)	6 円	12 円	18 円
外泊時加算 (1 ヶ月 6 日以内)	(1 日につき)	246 円	492 円	738 円
身体拘束廃止未実施減算	(1 日につき)	10% 減算	10% 減算	10% 減算
安全管理体制未実施減算	(1 日につき)	5 円減算	10 円減算	15 円減算
業務継続計画未実施減算		3.0%減算	3.0%減算	3.0%減算
高齢者虐待防止措置未実施減算		1.0%減算	1.0%減算	1.0%減算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ		13.6%	13.6%	13.6%
介護職員等処遇改善加算Ⅲ		11.3%	11.3%	11.3%

(4) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外サービスを利用する場合は、下記の自己負担額をお支払い頂きます。

介護保険給付対象外サービス	内 容	利用料金
医療費	入居者が必要に応じて係る医療費用。 (薬代等も含む)	要した費用の実費
理美容サービス料	外部委託の為、理美容業者から領収書 が発行されます	要した費用の実費 (カット: 1 回 1,500 円程度)
日常生活費	入居者が日常生活において通常必要 となるものに係る費用。 (通常使用されるオムツ代は除く)	要した費用の実費
クラブ活動 レクリエーション	ご希望により、クラブ活動やレクリエ ーションにご参加いただけます。	クラブ活動での材料費や施設 外行事での入園料などは、実 費負担となります。

※上記の介護保険外サービス費用については、施設で一旦立替えを行ったうえ、利用料請求書にてお知らせし、お支払いをしていただきます。

(5) 入院・外泊した場合

- ・入院及び外泊中も、居住費をいただきます。
- ・初日・最終日を除き、1 ヶ月に 6 日を限度として外泊時加算分費用がかかります。ただし、月をまたいで連続して入院及び外泊をした際は、最大 12 日分外泊時加算分費用をいただくこととなります。

7. 長期入院した場合

長期入院（7日以上）の必要な方や入院治療計画の目途が立たない方の居室につきましては、入居待機者の状態を勘案し、入居者、身元引受人または代理人とご相談の上、空床ベッド利用をさせて頂く場合があります。また、空床ベッド利用時は居住費及び外泊時加算の請求を致しません。

8. 利用料金の支払い方法

前記（2）（3）（4）の料金・費用は、毎月10日前後に前月分を請求しますので、当月26日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

- | |
|--|
| ① 窓口で現金払い |
| ② 銀行振込 四国銀行 山田支店 普通預金0464477
社会福祉法人 ウエルプラザ 理事長 楠目 隆 |
| ③ 口座引落 ご指定の預金口座から当月26日に引き落とし |

・保険料の滞納などにより、市町村から保険給付が支払われない場合は、一旦利用料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。
サービス提供証明書を後日当該市町村の窓口へ提出しますと、保険給付額の払い戻しを受けることができます。

9. 協力医療機関

医療機関の名称	高知厚生病院（嘱託医）
所在地	高知市葛島1-9-50
診療科	内科 整形外科 緩和ケア
医療機関の名称	J A高知病院
所在地	南国市明見字中野526-1
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科等
医療機関の名称	同仁病院
所在地	香美市土佐山田町百石町2丁目5-20
診療科	精神科、神経科、内科、消化器科、循環器科等

10. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	楠目歯科医院
所在地	香美市土佐山田町楠目473
診療科	歯科

11. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口 (相談・苦情受付者)	電話番号	0887-52-3223
	FAX番号	0887-52-3220
	受付担当者	生活相談員 介護支援専門員
	対応時間	月～金曜日 8:30～17:30
相談・苦情解決者	管理者 (施設長)	

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

香美市役所 高齢介護課 社会長寿班	所在地	高知県香美市土佐山田町宝町1丁目2-1
	電話番号	0887-52-9280
	FAX番号	0887-53-4572
	対応時間	8:30～17:15

高知県国民健康保険 団体連合会 (国保連)	所在地	高知県高知市丸ノ内2-6-5
	電話番号	088-820-8410
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	9:00～12:00、13:00～16:00

※その他、各市町村の介護保険担当課でも受け付けています。取扱い日時につきましては、直接お問い合わせください。

12. 緊急時の対応について

- (1) 当施設では、入居者の病状の急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに施設の嘱託医また協力医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じます。
- (2) 当施設では、入居者の病状の急変及びその他緊急の事態が生じた場合には、身元引受人または代理人・緊急連絡先への連絡を行います。

13. 事故発生及び再発防止の対応について

- (1) 事故の発生またはその再発を防止するため、事故発生の防止のための指針を整備し、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。また、安全対策担当者を設置します。
- (2) 当施設では、入居者に対する事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の身元引受人または代理人に対し連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、当該事故の状況及び事故に際して実施した処置を記録します。また、迅速に事故検討会を開催し、その分析を通じた改善策を職員全員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。(ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。)

14. 非常災害対策について

- (1) 当施設は、入居者の安全を第一とし、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的（年3回以上）に避難、救出その他必要な訓練を行い、地域住民との連携に努めていきます。
- (2) 非常災害時等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、職員へ周知徹底を行います。
- (3) 当施設は、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等を策定し、研修の実施及び訓練（シミュレーション）を行います。

15. 身体拘束について

- (1) 当施設では、身体拘束は行いません。ただし、生命または身体を保護するため緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は、入居者、身元引受人または代理人に事情を十分説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行います。
- (2) 身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努めます。
- (3) 当施設では、身体的拘束適正化のために、身体的拘束適正化検討委員会を設置し3ヵ月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。また、新人研修及び定期的（年2回以上）に研修を実施します。

16. 虐待の防止について

- (1) 当施設は、虐待の発生または再発の防止に向けて虐待防止対策検討委員会を設置し、3ヵ月に1回委員会を開催します。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、全職員に対する虐待防止対策等の研修を定期的（年2回）に実施するとともに、新任職員に対しては随時研修を実施します。また、担当者を設置します。

17. 衛生管理について

- (1) 当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のために、感染対策委員会を設置し3ヵ月に1回以上の委員会を開催します。その結果について職員へ周知徹底を行います。また、感染症及び食中毒のまん延防止のために、新人研修及び定期的（年2回以上）に研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。
- (2) 感染症及び食中毒の発生が疑われる際には、発生状況の把握・感染拡大の防止に努め、医療機関や保健所、市町村における関係機関との連携を図り適切な措置を行います。また、施設内及び関係機関との連携が図れるように、連絡体制を整備し迅速な対応を行います。
- (3) 当施設では、感染症及び食中毒が疑われる状況や発生した場合は、医師（嘱託医）または感染対策委員会の判断により、ご家族等のご面会を制限させていただく場合があります。

18. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30～20:00 来訪者は、必ずその都度職員に声を掛け、面会簿へ記載をお願いします。
食品の持ち込み	事前にご相談下さい。また、体調管理のため食事量のチェック等を行っておりますので、持参時は必ず職員に声を掛けて下さい。
外出・外泊	外出・外泊される場合には、事前に申し出下さい。 前日の12時までに連絡がない場合、食事負担分の費用をいただくことがありますので、ご了承下さい。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご使用下さい。 これに反したご使用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りいたします。
迷惑行為	騒音、暴力行為、飲酒行為等により他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の持ち込み	入居される方が快適に日常生活を送る上で、必要な物は持ち込みをしていただけます。但し、居室スペースに設置が困難な物やペットの連れ込み、自己管理の困難な方の火気類及び刃物類等の持ち込みの際は、ご相談下さい。
宗教・政治	原則的には自由ですが、他人に迷惑を及ぼすような宗教・政治活動及び勧誘はご遠慮下さい。

19. 第三者評価について

提供するサービスの第三者評価は受審していません。

20. 個人情報に関する基本方針

- イ. 社会福祉法人 ウェルプラザ（以下、「法人」という）は、入居者、身元引受人及び代理人またはその家族等（以下、「入居者等」という）の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えております。

法人が保有する入居者等の個人情報に関し適性かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

（1）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

- ① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- ② 個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、入居者等の同意を得ることとします。
- ③ 法人が委託をする医療・福祉関係者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解した上で、それに沿った対応を行う事業者を選定し、委託先への適切な監督をします。

（2）個人情報の安全性確保の措置

- ① 法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。
- ② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（3）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

法人は、入居者等が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、相談 窓口（相談課：電話0887-52-3223）までお問い合わせください。

（4）苦情の対応

法人は、個人情報取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な対応に努めます。

ロ. 特定個人情報（マイナンバー制度）について

個人番号の取り扱いに関しては、法律で規定された目的以外の利用の禁止、保管制限・廃棄など厳格なルールが決められているため、厚生労働省に定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」及び法人定める「特定個人情報保護規程」を遵守して、適正に取扱うものとします。

2 1. 個人情報の利用目的

(1) 施設内部での利用目的

- ① 施設が入居者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退居等の管理、会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該入居者等の介護

(2) 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 施設が入居者等に提供する介護サービスのうち
 - ・入居者等に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・入居者等の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託を含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

(1) 施設内部での利用に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等
 - ・施設発行の広報誌や行事等の写真の施設内掲示等
 - ・居室の表札の掲示
 - ・面会の為の所在確認の電話及び窓口対応

(2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ① 施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関・評価機関等への情報提供

2 2. 個人情報の使用に係る同意事項

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、入居者等とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

23. 終末期ケア基本方針

(1) 終末期ケア検討委員会の設置

社会福祉法人 ウェルプラザは、入居者に残された最後の時間 QOL（どれだけ幸せに生きているのか）の向上を図るため、ウェルプラザやまだ荘 終末期ケア検討委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(2) 目 的

生きていて良かったと入居者・家族が思えるような人生のラストステージを提供することを目的とする。

(3) 組 織

委員会は、ウェルプラザやまだ荘の施設長を始め、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、管理栄養士等で構成するものとし、また、必要に応じて施設長が認めたものとする。

(4) 委員会

委員会の業務は次のとおりとする。

- ① 終末期ケアマニュアルの作成
- ② 入居者・家族の終末期ケアにおけるニーズの把握
- ③ 施設内外の終末期ケアの情報を収集分析し、適切な終末期ケアの実践
- ④ 終末期ケアの資質向上に向けて研修への参加促進、先進施設の見学
- ⑤ 終末期ケアの記録

(5) 委員長等

- ① 委員会の委員長は施設長が行い、その他副委員長 1 名、書記 1 名を置き委員会の互選によって決める。
- ② 委員長は委員会を代表し、会務を管理する。
- ③ 委員長に事故ある時は、副委員長が職務を代理する。
- ④ 書記は委員会の会議事項等の記録を行う。

(6) 会 議

- ① 委員会は必要に応じて委員長が召集する。
- ② 入居者の状態が、終末期ケア状態であると主治医が判断した場合は、入居者、家族及び委員会メンバーを召集し、今後の終末期ケアの支援方法について協議する。

(7) その他

この要項の定めるもののほか、終末期ケア検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

ユニット型指定介護老人福祉施設利用契約及び重要事項に係る同意書

ユニット型指定介護老人福祉施設を利用するにあたり、契約書及び重要事項説明書(個人情報の使用に関する事項、終末期ケア基本方針を含む)について、担当者より説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。利用料の支払いについては、契約者は誠意を持って対応するものとします。

遺留金品引取及び身元引受承諾書

1. 遺留金品について

下記の入居者が万一死亡したときに遺留金品がある場合は、私がその金品を引き取ります。尚、このことについては、その他の相続権がある者も了承しており、また万一親族間に紛争が起きた場合、私が責任を持って解決し、ご迷惑をおかけしません。

2. 身元引受について

入居者が施設内の秩序を乱す等不都合な行為があり、退居を命じられたときは直ちにその身柄を引き取り、また上記の者が死亡した場合は、遺体または遺骨を引き取ることを承諾します。

前述の通り契約等に係る同意書及び承諾書の誓約を証するため本書2通を作成し、入居者、事業者が署名押印の上、各1通保有するものとします。

事業者	所在地	高知県香美市土佐山田町550番2
	名称	社会福祉法人 ウェルプラザ
	代表者	理事長 楠 目 隆 印

事業所	所在地	高知県香美市土佐山田町秦山町3丁目4番20号
	名称	特別養護老人ホームウェルプラザやまだ荘
	管理者	施設長 佐々木 妃佐子 印

説明者	生活相談員	印
-----	-------	---

令和 年 月 日

入 居 者	住 所	
-------	-----	--

氏 名		印
-----	--	---

代 筆 者	住 所	
-------	-----	--

氏 名		印
-----	--	---

続 柄		
-----	--	--

身元引受人	住 所	
-------	-----	--

または代理人

〔遺留金品引取人〕	氏 名	印
-----------	-----	---

続 柄		
-----	--	--

特別養護老人ホームの加算算定の内容

常勤専従医師配置 (25 円/日)
常勤の医師を 1 名以上配置している場合に算定される費用になります。
協力医療機関連携加算 1 (100 円/月)
複数の協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に算定される費用になります。
高齢者施設等感染対策向上加算 (5～10 円/月)
高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定される費用になります。
新興感染症等施設療養費 (1 ヶ月に 1 回連続する 5 日を限度に 240 円)
入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定される費用になります。
生産性向上推進体制加算 (10 円～100 円/月)
介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、利用者の安全並びに介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定される費用になります。
介護職員等処遇改善加算 (11.3%～13.6%/月)
介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる場合に算定される費用になります。
退所時栄養情報連携加算 (70 円 1 回)
厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者。管理栄養士が退居先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した時に算定される費用になります。
看取り介護加算 I (72 円～1,280 円/日)
常勤の看護師を 1 名以上配置していること。当該指定介護老人福祉施設の看護職員により、又は病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間連絡できる体制を確保していること。看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員、生活相談員、管理栄養士その他の職種の者による協議の上、当該指定介護老人福祉施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜看取りに関する指針を見直していること。看取りに関する職員研修を行っていること。看取りを行う際に個室又は静養室の利用が可能となるよう配慮を行っている上、厚生労働大臣が定める入居者について看取り介護を行った場合に算定される費用となります。
安全対策体制加算 (20 円/入居時に 1 回)
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に算定される費用となります。

排せつ支援加算Ⅰ（10 円/月） 排せつに介護を要する入居者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入居時等に評価するとともに、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。評価に基づき、少なくとも 3 月に 1 回、入居者ごとに支援計画を見直している場合に算定される費用となります。
排せつ支援加算Ⅱ（15 円/月） 排せつ支援加算Ⅰに加え、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無い又はオムツ使用ありから使用なしに改善している場合に算定される費用となります。
排せつ支援加算Ⅲ（20 円/月） 排せつ支援加算Ⅰに加え、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入居時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が無い、かつオムツ使用ありから使用なしに改善している場合に算定される費用となります。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ（3 円/月） 入居者ごとに施設入居時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入居時に評価しその後少なくとも 3 ヶ月に 1 回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用していること。評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。入居者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入居者ごとの状態について定期的に記録していること。評価に基づき、少なくとも 3 ヶ月に 1 回、入居者ごとに褥瘡ケア計画を見直している場合に算定される費用となります。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ（13 円/月） 褥瘡マネジメント加算Ⅰに加え、施設入居時等の評価の結果、褥瘡の発生が認められた入居者等について当該褥瘡が治癒したこと、又は発生するリスクがあるとされた入居者等について、褥瘡の発生のない場合に算定される費用となります。
精神科医療養指導加算（5 円/日） 認知症である入居者が全入居者の 3 分の 1 以上を占める指定介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に 2 回以上行われている場合に算定される費用となります。
認知症専門ケア加算Ⅰ（3 円/日） 施設における入居者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 2 分の 1 以上であること。認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを対象者の数が 20 人未満である場合にあっては 1 以上、19 人を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合に算定される費用となります。

認知症専門ケア加算Ⅱ（4 円/日） 認知症専門ケア加算Ⅰに加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している場合に算定される費用となります。
認知症行動・心理症状緊急対応加算 （入居日から7日を算定の限度に200 円/日） 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での介護が困難であり、緊急に入居することが適当であると判断した者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合に算定される費用となります。
科学的介護推進体制加算Ⅰ（40 円/月） 入居者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定される費用となります。
生活機能向上連携加算Ⅰ（100 円/月） 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、入居者の状態を把握した上で、助言を行った場合に算定される費用となります。
生活機能向上連携加算Ⅱ （200 円/月 ※個別機能訓練加算算定の場合は100 円/月） 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入居者宅を訪問して行う場合又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定される費用となります。
個別機能訓練加算Ⅱ（20 円/月） 個別機能訓練加算Ⅰを算定している入居者について、個別機能訓練計画書の情報を厚生労働省に提出し、サービスを提供するにあたって当該情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施した場合に算定される費用となります。
個別機能訓練加算Ⅲ（20 円/月） 個別機能訓練加算Ⅱを算定していること。口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。入居者ごとに理学療法士等が個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入居者の口腔の健康状態に関する情報及び入居者の栄養状態に関する情報を相互に共有している場合に算定される費用となります。
ADL維持等加算Ⅰ（30 円/月） 施設の評価対象利用期間が6ヶ月を超える者の総数が10人以上であること。入居者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6ヶ月目において、Barthel Index を適切に評価できる者がADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。利用開始月の翌月から起算して、6ヶ月目の月に測定したADL 値から利用開始月に測定したADL 値を控除し、初月のADL 値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値について、入居者等から調整済ADL 利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象入居者とし、評価対象入居者等の調整済みADL 利得を平均して得た値が1以上である場合に算定される費用となります。

ADL維持等加算Ⅱ（60 円/月）
施設の評価対象利用期間が6ヶ月を超える者の総数が10人以上であること。入居者全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6ヶ月目において、Barthel Index を適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。評価対象入居者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合に算定される費用となります。
自立支援促進加算（280 円/月）
医師が入居者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入居時に行うとともに、少なくとも3ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定に参加していること。医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること。医学的評価に基づき、少なくとも3ヶ月に1回、入居者ごとに支援計画を見直していること。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に算定される費用となります。
口腔衛生管理加算Ⅰ（90 円/月）
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき口腔衛生等の管理に係る計画を作成し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し口腔ケアを月2回以上行うこと。また、歯科衛生士が、その入居者にかかる口腔ケアについて介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導、介護職員からの相談等必要に応じ対応した場合に算定される費用となります。
口腔衛生管理加算Ⅱ（110 円/月）
口腔衛生管理加算Ⅰに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な徐放を活用している場合に算定される費用となります。
サービス提供体制強化加算Ⅰ（22 円/日）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上で、定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。サービスの質の向上に資する取組みを実施している場合に算定される費用となります。
特別通院送迎加算（594 円/月）
透析を要する入居者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情があるものに対して、1月に12回以上、通院のため送迎を行った場合に算定される費用となります。
退所時情報提供加算（250 円/回）
医療機関へ退居する入居者等について、退居後の医療機関に対して入居者等を紹介する際、入居者等の同意を得て当該入居者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入居者等1人につき1回限り算定される費用となります。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）（150 円/月）
施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合に算定される費用となります。

認知症チームケア推進加算Ⅱ（120 単位/月）

施設における入居者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること。認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合に算定される費用となります。

※加算名称横の金額は1割負担の金額を記載しているため、介護保険負担割合証2割負担、3割負担の方は上記の2倍、3倍の金額となります。